

2002 年第 35 號法律公告

《2002 年收入 (更改及減少費用) 令》

(在徵詢行政會議的意見後根據《公共財政條例》(第 2 章)

第 39A(a) 條作出)

1. 生效日期

本命令自 2002 年 4 月 1 日起實施。

2. 適用範圍

(1) 第 3 條適用於須就有效期在 2002 年 4 月 1 日或之後而在 2003 年 4 月 1 日前開始的商業登記證及分行登記證而繳付的收費。

(2) 第 4、5 及 6 條適用於須就 2002 年 4 月 1 日起至 2003 年 3 月 31 日為止的期間而繳付的收費。

《商業登記條例》

3. 商業登記費等的省免

(1) 《商業登記條例》(第 310 章) 第 2 條界定的訂明的商業登記費及訂明的分行登記費按照本條獲省免。

(2) 凡須繳付該條例附表 1 第 1(1)(i) 或 (ii) 項訂明的費用，獲省免款項為 \$2,000。

(3) 凡須繳付該條例附表 2 第 2(a) 或 (b) 項訂明的費用，獲省免款項為 \$73。

《水務設施規例》

4. 減少用水收費

(1) 在第 (2) 及 (3) 款的規限下，須依據《水務設施規例》(第 102 章，附屬法例) 第 46 條為淡水的供應而繳付的收費獲減少，從收費中扣減——

(a) (如屬該規例附表 1 第 III 部第 1(a)、(d)、(e) 或 (f) 項所列的收費) 一筆不超逾 \$3,200 的款額；

(b) (如屬該規例附表 1 第 III 部第 1(b) 或 (c) 項所列的收費) 一筆不超逾 \$800 的款額。

(2) 就第 (1)(a) 款而言，就每一收費單而准許扣減的最高款額為——

(a) (如屬為期 1 個月的供水期的收費單) \$266.66；

(b) (如屬為期 4 個月的供水期的收費單) \$1,066.66。

(3) 就第 (1)(b) 款而言，就每一收費單而准許扣減的最高款額為——

(a) (如屬為期 1 個月的供水期的收費單) \$66.66；

(b) (如屬為期 4 個月的供水期的收費單) \$266.66。

(4) 儘管第 (2) 及 (3) 款另有規定，就某一收費單准許扣減的款額中未被用以繳付該收費單所示收費的餘額，須予轉結，以抵銷須按隨後收費單繳付的收費。

《污水處理服務 (排污費) 規例》

5. 減少排污費

(1) 在第 (2) 及 (3) 款的規限下，須依據《污水處理服務 (排污費) 規例》(第 463 章，附屬法例) 第 2 條而繳付的排污費獲減少，從排污費中扣減——

(a) (如排污費的收費率是以供應作《水務設施規例》(第 102 章, 附屬法例) 附表 1 第 III 部第 1(a)、(d)、(e) 或 (f) 項指明的用途的水量為依據) 一筆不超逾\$800 的款額;

(b) (如排污費的收費率是以供應作《水務設施規例》(第 102 章, 附屬法例) 附表 1 第 III 部第 1(b) 項指明的用途的水量為依據) 一筆不超逾\$200 的款額。

(2) 就第 (1)(a) 款而言, 就每一收費單而准許扣減的最高款額為——

(a) (如屬涵蓋為期 1 個月的收費期的收費單) \$66.66;

(b) (如屬涵蓋為期 4 個月的收費期的收費單) \$266.66。

(3) 就第 (1)(b) 款而言, 就每一收費單而准許扣減的最高款額為——

(a) (如屬涵蓋為期 1 個月的收費期的收費單) \$16.66;

(b) (如屬涵蓋為期 4 個月的收費期的收費單) \$66.66。

(4) 儘管第 (2) 及 (3) 款另有規定, 就某一收費單准許扣減的款額中未被用以繳付該收費單所示收費的餘額, 須予轉結, 以抵銷須按隨後收費單繳付的收費。

《污水處理服務 (工商業污水附加費) 規例》

6. 減少工商業污水附加費

須依據《污水處理服務 (工商業污水附加費) 規例》(第 463 章, 附屬法例) 第 3 及 4 條而繳付的工商業污水附加費獲減少 30%。

行政長官

董建華

2002 年 3 月 12 日

註 釋

本命令省免就有效期在 2002 年 4 月 1 日或之後而在 2003 年 4 月 1 日前開始的商業登記證及分行登記證而須繳付的收費 (第 3 條)。本命令亦——

(a) 減少住宅用途及非住宅用途的淡水收費, 上限分別為\$800 及\$3,200, 並減少用淡水作沖廁用途的收費, 上限為\$800 (第 4 條);

(b) 減少就住宅用途及非住宅用途而徵收的排污費, 上限分別為\$200 及\$800 (第 5 條);

(c) 將工商業污水附加費調低 30% (第 6 條),

為期 12 個月, 由 2002 年 4 月 1 日開始。